

除草及び低中木剪定業務特記仕様書

受注者は次の各項目を遵守し、業務施工にあたるものとする。

1. 現場代理人は、業務現場に常駐し、監督員の指示に従い、業務現場の取締りおよび業務施工に関する一切の事項を処理しなければならない。
2. 受注者は、関係諸法規を遵守することはもちろん、第三者に損害等を与えないよう万全の対策をとらなければならない。
3. 受注者は、業務施工前に業務計画書を提出して、発注者の承認を受けなければならない。
4. 作業時間は9時～17時とし、随時作業内容および作業人員・作業場所を発注者に報告しなければならない。
5. 土曜、日曜、祝日等官公庁が休日の時は原則として作業を行ってはならない。ただし、業務履行上特別な理由があり、官公庁の休日又は早朝、夜間に作業を行う場合は監督員に事前に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。
6. 業務履行中、器具等で樹木、施設等を損傷しないよう十分注意しなければならない。
7. 交通誘導警備員について
本工事の施工に関して、交通誘導警備員Bを48人計上している。
8. 除草・剪定等おもな工種の留意点は、次の通りとする。

① 除草

- (ア) 除草は美観維持と植栽地内の植栽植物の健全育成、雑草繁茂の防止、草地区域の草丈抑制を目的とする。
- (イ) 除草着手前に、除草区域内にある石、空缶等障害物はあらかじめ取り除くこと。
- (ウ) 樹木、生垣、柵等に絡んでいるつる性雑草等もきれいに除去すること。

② 剪定

- (ア) 剪定は、占用する空間の制限、特別な樹形の保持、生育、開花等の調整、病虫害および枯損枝の発生防止を目的とする。
- (イ) 剪定は、水糸等を用いて、設計図面で記載する刈高、刈幅の出来形になるよう刈込むこと。また特に監督員の指示がある場合はそれに従うものとする。
- (ウ) 生垣剪定は、枯損等を切り取った後、上面は平らに刈り、側面は上部の方が下部より狭くなるように刈込むこと。

③ その他

(ア) 除草、剪定した刈草、枝葉、ゴミ等の処分については、監督員の指示に従いすみやかに処理すること。

(イ) ブローア等の使用については、粉塵、騒音などの防止に努めるとともに、通行人、民家、駐車場等の近くでの使用は禁ずる。

9. 作業が完了したときは、清掃・後片付けを完全に行い、監督員の検査を受けなければならない。監督員が手直しの必要があると認めた場合には、不合格の箇所を所定の期間までに完全に手直ししなければならない。これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

10. 資源循環エネルギーセンターへの搬入については次の通りとする。

資源循環エネルギーセンターへ搬入については搬入許可条件を厳守すること。また、詳細については発注者の指示に従い、次の事項を遵守すること。

① 搬入時間

午前 9 時 3 0 分 ～ 午前 1 1 時 3 0 分

午後 1 時 0 0 分 ～ 午後 3 時 3 0 分

② ゴミの分別

燃えるゴミと燃えないゴミに分けて処分すること。

③ 搬入確認証

搬入確認証は通し番号を台帳に記載し、当日に処分する必要台数のみ交付する。なお受注者の都合により処分できなかった場合は、必ず監督員に返却すること。

④ 搬入許可条件

幹、枝、支柱等は直径 7 cm 以下及び長さ 5 0 cm 以下とし、運搬時にゴミが散乱しないようシート等を掛けること。

11. 施工期間については、次の通りとする。

業務期間

低中木剪定

1 回目 契約締結日 ～ 令和 7 年 6 月 2 0 日

2 回目 令和 7 年 1 0 月 1 日 ～ 令和 7 年 1 1 月 1 4 日

除草

1 回目 令和 7 年 6 月 2 3 日 ～ 令和 7 年 7 月 3 1 日

2 回目 令和 7 年 1 0 月 1 日 ～ 令和 7 年 1 1 月 1 4 日

具体的な施工場所及び業務内容については、別途設計図書、図面にて指示するものとする。

12. 設計図書用語の補足説明

- ① 除草とは、抜根抜き取り、集草、積込、運搬、処分等一連の作業をいう。
- ② 刈込のみとは、草等を刈る作業をいう。
- ③ 集草とは、刈った草等を集めて集積する作業をいう。
- ④ 集草のみとは、飛散した草を近傍の草地に戻す作業をいう。
- ⑤ 積込とは、集草した草等を車に積込む作業をいう。
- ⑥ 運搬とは、現場内および資源循環エネルギーセンターまで積込んだ草等をトラックで運ぶ作業をいう。
- ⑦ 処分とは、資源循環エネルギーセンターに草等を搬入し処分することをいう。
- ⑧ 清掃とは、刈込の障害および刈込のみの施工区域にあるガラ、空缶、空ビン等ゴミを指定場所に集積する作業をいう。
- ⑨ 集草処分とは、集草、積込、運搬、処分等一連の作業をいう。
- ⑩ 平坦とは平坦、または勾配が1：2より緩い斜面をいう。
- ⑪ 法面とは勾配が1：2より急な斜面をいう。
- ⑫ 剪定とは、剪定、小切り、清掃、後片付け、運搬、処分等の一連の作業をいう。

13. 主任技術者は2級造園施工管理技士以上の有資格者又は10年以上の実務経験者に限る。

14. 本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。